

展望

活力ある中小企業に向かって

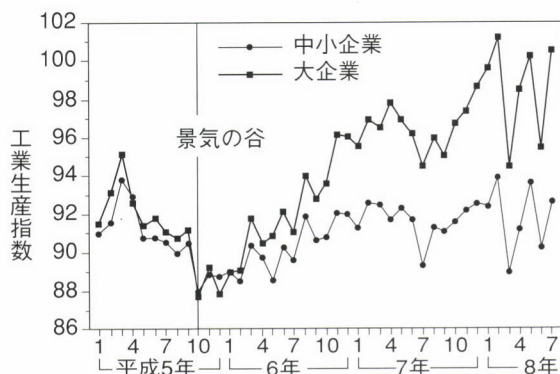
遠藤正利
Masatoshi Endo

通商産業省 中小企業庁

To Active Small and Medium Enterprise

1 最近の中小企業の景況感

最近の我が国経済は、緩やかな回復の動きを続けている中、中小企業の景況感や生産指数の動向には、やや持ち直しの動きが見られるものの、大企業の回復に比して大きく遅れをとっているなど、依然として厳しい状況にある。(表1、表2、図1)



(注) ・平成2年を100とした。
・季節調整済み指数。
出所：中小企業庁「規模別製造工業生産指数」、最新調査時点平成8年7月速報

図1 工業生産指数の推移

表1 製造業の規模別業況判断指数

業況判断指数	平成7年 5月	8月	11月	8年 2月	5月	8月	12月 予想
中小企業	▲22	▲30	▲30	▲25	▲19	▲17	▲11
大企業	▲16	▲18	▲14	▲12	▲3	▲7	0

(業況判断指数は業況が「良い」とする企業割合から、「悪い」とする企業割合を引いた値)

出所：日本銀行「企業短期経済観測調査」、最新調査時点平成8年8月

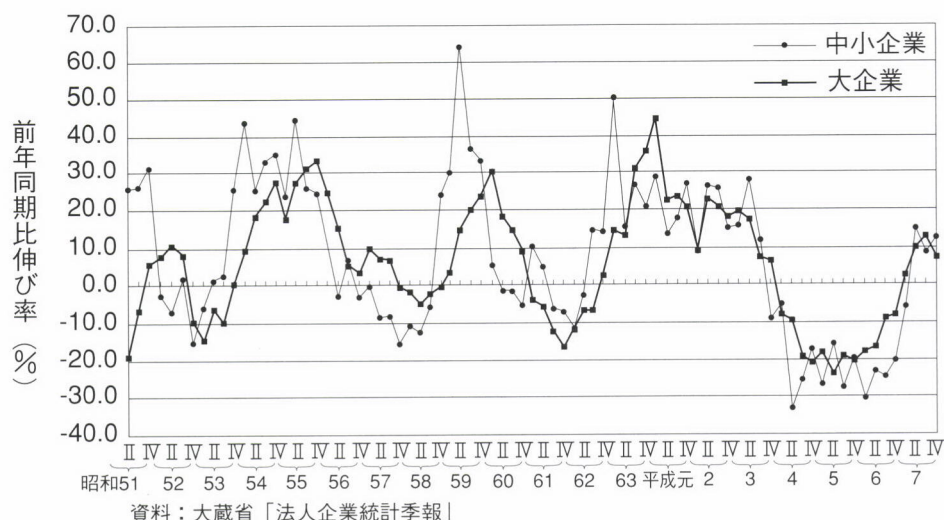
表2 工業生産の直近の動向

生産指数	平成7年 4～6月期	7～9月期	10～12月期	8年 1～3月期	4～6月期	5月	6月	7月
中小企業	91.9 (▲0.3)	90.6 (▲1.5)	92.1 (1.7)	91.8 (▲0.4)	91.7 (▲0.1)	93.6 (2.6)	90.2 (▲3.6)	92.6 (2.7)
大企業	97.0 (0.6)	95.2 (▲1.8)	97.6 (2.6)	98.4 (0.8)	98.1 (▲0.4)	100.2 (1.7)	95.5 (▲4.7)	100.5 (5.2)

(注) ・平成2年を100とした。

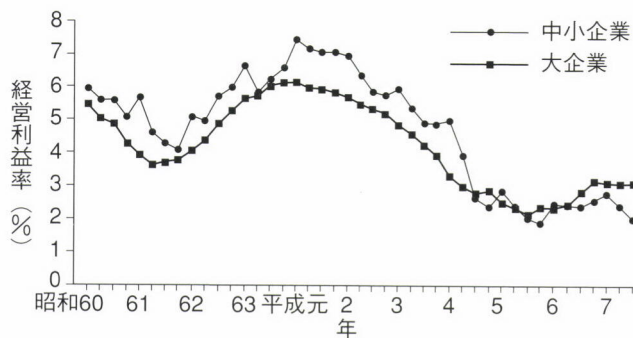
・季節調整済み指数。括弧内は前期比。

出所：中小企業庁「規模別製造工業生産指数」、最新調査時点平成8年7月速報



資料：大蔵省「法人企業統計季報」

図2 製造業の設備投資推移（前年同期比伸び率）



資料：大蔵省「法人企業統計季報」

(注) 1. 季節調整済、三期移動平均。

2. 中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の法人企業、大企業とは、資本金1億円以上の法人企業を指す。

図3 総資本経常利益率の推移（製造業）

中小製造業の設備投資動向についても回復は緩やかであり、依然として大企業に比べて力強さに欠けており、今回の景気回復局面においては、従来見られていた中小製造業の設備投資先行性は見られなくなっている。（図2）

また、中小企業の収益の回復も遅れており、従来中小企業の総資本利益率は、大企業を上回る傾向にあったものの、平成6年以降は大企業が中小企業を上回る状況が続いている。（図3）

これらの統計資料は、我が国製造業の基盤を支えてきた中小企業の動向において、構造的な変化の時期にさしかかってきたことをあらわしていると思われる。

2 中小企業の実態

2.1 中小企業基本法の制定（昭和38年7月）

昭和30年から始まった「神武景気」により、我が国経済は新しい高度成長過程に入り、昭和31年の経済白書では「もはや戦後ではない」と発表された。

翌昭和32年の経済白書では「早すぎた拡大とその反省」と表現され、その年の下期から昭和33年の間は「なべ底不況」といわれた景気調整局面が生じた。

その後、昭和33年下期からの「岩戸景気」で、再び高度成長が始まり、昭和35年末に池田内閣で「所得倍增計画」が策定された。この所得倍增計画において、農業と中小企業の近代化が二重構造解消の道であるとされ、農業基本法は昭和36年に制定された。

中小企業基本法の制定については、中小企業が農業に比べ業種態が多岐にわたり、膨大な数を占めるため時間を要し、また高度成長過程において大企業の発展が大きく、中小企業は大企業に比べ大きな遅れを示した。このため日本経済の二重構造解消と貿易の自由化の進展に伴う国際競争力強化の

要請は一段と強まった。中小企業に対しては、政策の方向づけと個別施策の総合的体系化・拡充強化の必要性により、昭和38年7月に「中小企業基本法」が制定された。

2.2 我が国経済の重要な役割を果たす中小企業と大企業との格差

昭和38年に中小企業基本法が制定され、第1回の中小企業白書（昭和38年版）の基本的データと現在のデータを比較対照しても、中小企業が我が国経済において事業所数・従業者数・出荷額等で大きなウエイトを占め、我が国経済の発展に大きな役割を果たしている。その実情を以下に述べる。

①全事業所に占める中小企業の事業所数は99%以上

昭和30年から36年にかけての統計では、製造業の場合とその全事業所数の99%以上は中小企業であり（表3）、その傾向は近年になってもほとんど変化していない。（表4）

②全従業者数に占める中小企業従業者数は70%以上

昭和30年代の高度成長期の製造業においては、中小企業より大企業が発展したため中小企業の従業者比率は、70%台から60%台へと減少していったが、バブル崩壊等による景気低迷によって、大企業は大幅なリストラ等の雇用調整を実施し、中小企業の従業者比率は70%台に回復した。（表5、表6）

つまり我が国中小企業は、雇用の安定に重要な役割を果たしているといえる。

③製造業の出荷額比率の50%超は中小製造業

昭和30年代の高度成長期における製造業出荷額は、従

表3 全事業所に占める中小企業事業所数（製造業）

	昭和30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年
事業所数(万)	43	43	46	45	45	48	49
中小企業の比率(%)	99.6	99.6	99.6	99.5	99.5	99.4	99.4

資料：通産省「工業統計表」

出所：中小企業白書（昭和38年度）から作成

表4 全事業所に占める業種別中小企業事業所数（民営非一次産業）

	中小企業							大企業	計
	製造業	建設業	卸売業	小売業	サービス業	その他	計		
事業所数(万)	82	61	47	241	160	57	647	6	653
中小企業の比率(%)	99.4	99.9	99.2	99.3	97.9	99.7	99.1		
(うち小規模)	(85.5)	(91.7)	(46.1)	(75.0)	(69.3)	(86.6)	(75.4)		

(注) 四捨五入のため計と各項目の和が一致しない場合がある。

資料：総務庁「事業所統計」平成6年

出所：中小企業施策総覧〔資料編〕（平成8年度版）

表5 全従業者数に占める中小企業従業者数（製造業）

	昭和 30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年
従業者数（万）	402	437	477	482	514	568	595
中小企業の比率（%）	73.0	72.3	72.3	72.3	70.4	69.5	68.0

資料：通産省「工業統計表」

出所：中小企業白書（昭和38年度）から作成

表7 製造業の出荷額・付加価値に占める中小企業比率

	昭和 30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年
出荷額シェア（%）	56.0	53.3	51.7	52.7	50.5	48.9	47.8
付加価値シェア（%）	51.7	49.8	48.6	50.5	46.7	45.7	45.2

資料：通産省「工業統計表」

出所：中小企業白書（昭和38年度）から作成

表6 全従業者数に占める業種別中小企業従業者数（民営
非一次産業）

	中小企業							大企業	計
	製造業	建設業	卸売業	小売業	サービス業	その他	計		
従業者数（万）	974	482	416	1,023	773	543	4,227	1,189	5,146
中小企業の比率（%） （うち小規模）	73.2 (26.5)	95.4 (55.5)	84.0 (11.3)	87.5 (34.6)	62.9 (18.0)	87.4 (29.1)	78.0 (27.5)		

（注）四捨五入のため計と各項目の和が一致しない場合がある。

資料：総務庁「事業所統計」平成6年

出所：中小企業施策総覧〔資料編〕（平成8年度版）

表8 製造業の出荷額及び付加価値に占める中小企業比率

年	昭和 61	62	63	平成元	2	3	4	5	6
製造業の出荷額 に占める中小企 業のシェア （4～299人）	52.0	52.6	52.5	51.8	51.8	51.8	51.9	51.7	51.3
付加価値に占 める中小企 業のシェア （4～299人）	56.6	56.4	55.5	54.8	55.5	56.2	56.7	56.6	55.9

資料：通産省「工業統計表」

出所：中小企業施策総覧〔資料編〕（平成8年度版）

業者数と同様に、大企業の発展によりその比率は、50%台から40%台へと減少していったが（表7）、近年は中小企業比率は50%台へ回復し、付加価値に占めるシェアは昭和30年代の40%台から50%台へ高まっている。（表8）

④ 中小企業と大企業との格差は未だ大きい。

「中小企業基本法」は、中小企業と大企業との格差を是正し、中小企業の成長発展を図り、中小企業の従業者の経済的社会的地位の向上に資するために制定された。

しかし、現在においても中小企業と大企業の格差は、改善されつつあるものの依然として存在し、中小企業は大企業に比べ労働生産性が低く、労働集約型の産業が多く賃金格差も存在している。（表9）

3 戦後50年と日本経済の構造変化

3.1 戦後の高度成長と大企業体制の構築

我が国経済の高度成長過程において、製造業は欧米先進国の進んだ技術の導入を図り、その技術のキャッチアップに努めてきた。

昭和29年には、冷蔵庫・洗濯機・掃除機が「三種の神器」と呼ばれ始め、我が国の人口は8千万人を超えており、十分な国内マーケットが存在していた。このため昭和30年代末にはこれらの普及率が大幅に拡大し、この普及率の拡大によって、製品の低価格化が可能となった。

この低価格化によって、輸出の拡大が図られ、輸出拡大に

表9 中小企業と大企業の格差指標

諸格差指数（大企業を100とした場合の中小企業の水準）の推移

（製造業について）

年	昭和 51	54	57	60	62	63	平成 元	2	3	4	5	6
格差指数												
労働生産性格差指数	51.0	47.2	49.4	47.5	48.7	46.5	45.9	47.4	49.5	51.7	51.5	50.6
資本装備率格差指数	48.1	46.0	50.0	50.0	51.4	52.7	53.3	54.6	56.0	57.4	57.5	58.9
賃金格差指数	58.4	58.1	61.9	61.4	61.6	61.1	61.9	62.5	63.3	64.9	64.8	64.1

（注）1 労働生産性＝ $\frac{\text{年間付加価値額}}{\text{従業者数}}$

2 資本装備率＝ $\frac{\text{有形固定資産}}{\text{従業者数}}$

3 賃金＝ $\frac{\text{現金給与総額}}{\text{従業者数}}$

4 労働生産性、賃金については、従業者4人以上の事業所（昭和51、54年については、従業者数1人以上の事業所）、資本装備率については、従業者数30人以上の事業所について集計。

資料：通産省「工業統計表」

出所：中小企業施策総覧〔資料編〕（平成8年度版）

よって大量生産方式による生産規模が拡大され、更なるコストダウンが可能となって輸出競争力が強化された。

この大量生産方式の導入によって、我が国の優れたプロセス技術と生産システムが構築され、大企業体制が確立することとなった。

また、我が国の競争力の強さは、効率的な分業体制によってもたらされたものであり、大企業と技術的に質の高い中小企業との分業体制によって構築され、この結果日本的経営や企業間関係（系列化・株式持ち合い等）が形成された。

3.2 我が国の雇用システムとその変化

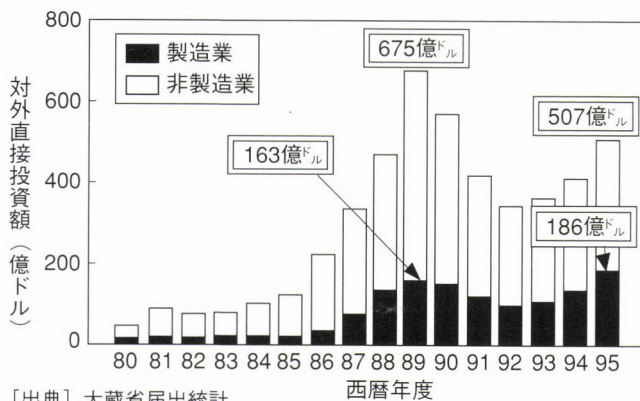
日本的経営や企業間関係が形成されたと同様に我が国の雇用システムにも、戦前は一部の企業、幹部社員等に導入されたに過ぎなかった終身雇用制・年功序列賃金制が幅広く導入された。この雇用システムは戦後の成長過程において、生活保障を求める労働者と従業員の定着率を高めて熟練度の向上等を図る経営者側の意向に基づいて根づいたもので、現在まで雇用システムの基本的部分を占めており、我が国経済の発展に貢献してきた。

しかし、近年の経済成長の鈍化、国際競争の激化、産業の空洞化の懸念等によりこの雇用システムの前提が変化し、革新的取組みへの活力不足等のデメリットも顕在化し、就業体系の多様化、報酬体系の変化等により雇用形態が多様化している。

3.3 製造業の海外直接投資の増加と製品輸入

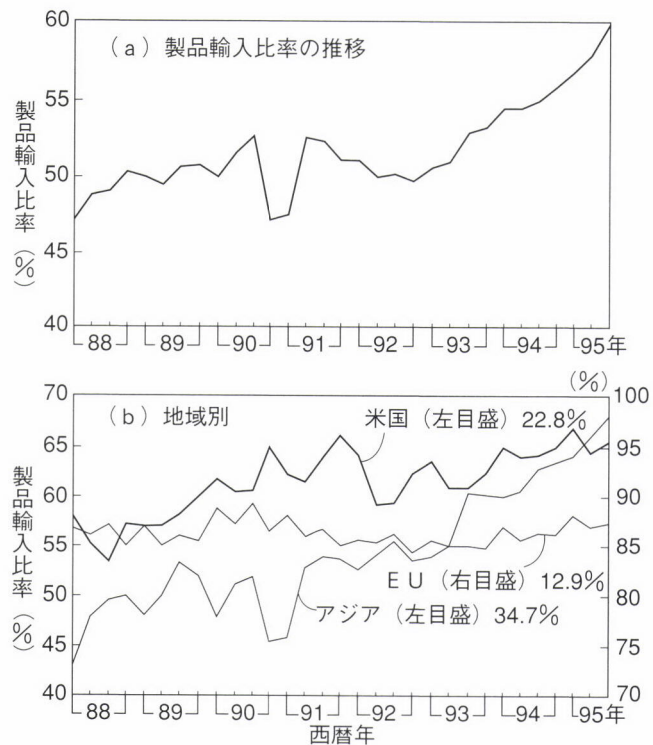
1985年9月のプラザ合意によりドル高是正への介入強化により、急激な円高に向かった。我が国製造業は、輸出競争力の低下等による危機感を強め、海外直接投資を活発化させ、1989年度には163億ドルを記録した。

その後世界経済の低迷と国内のバブル景気によって、製造業の海外直接投資は減少に向かったものの、93年初めからの円高の一層の進展等により、海外直接投資額は再び増加に転



〔出典〕大蔵省届出統計

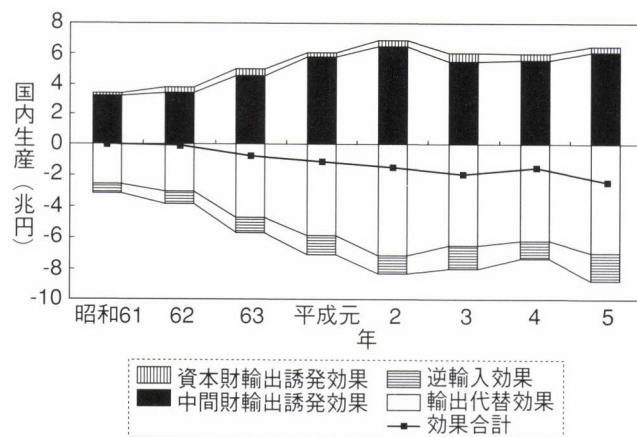
図4 我が国対外直接投資額の変遷



(注) a. 製品輸入比率＝製品類輸入額／輸入総額
製品類＝化学工業品＋繊維製品＋金属・同製品＋非金属鉱物品＋機械機器＋その他
b. 地域名に付されている数字は94年の各地域からの輸入金額ウエイト。

(資料) 大蔵省「外国貿易概況」

図5 製品輸入比率



資料：通産省「海外事業活動基本調査」「工業統計表」、中小企業庁「規模別産業連関表」

図6 製造業の海外展開による国内生産への波及効果（中小製造業）

じ、95年度の製造業の海外直接投資額は186億ドルと過去最高を記録した。(図4)

また、製造業の海外展開やアジア地域の成長等によって資本財・部品や耐久消費財等の製品輸入が増加し、国際分業が急速に進展しており、中小製造業においては少なからず影響を受けている。(図5)

海外展開による国内製造業の生産への影響は、「資本財輸出誘発効果」と「中間財輸出誘発効果」のプラス効果と「輸出代替効果」「逆輸入効果」のマイナス効果があり、中小製造業においてはマイナス効果の方が強く、その影響を受けている。(図6)

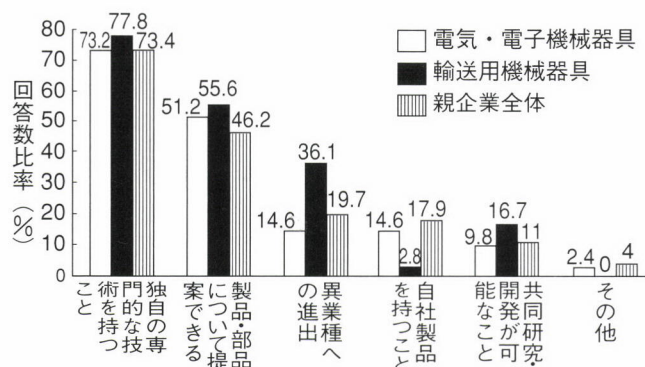
また、我が国の高コスト構造によって海外生産にシフトが生じた場合も、中小製造業の生産はその分減少することになる。

3.4 中小企業における構造変化

加工組立型産業を中心に発展してきた我が国の製造業において、中小企業は高品質の部品等の安定供給者として貢献し、日本経済の高い成長と雇用の創出に大きな役割を果たしてきた。

しかし円高の進展やそれに伴う海外生産の進展、アジア地域の発展等による製品輸入の増加、規制緩和等様々な状況の変化の中で大きな構造変化を強いられている。

また、加工組立型産業の競争力の向上に大きな役割を果たしてきた下請分業構造の中で、下請型中小企業においても、親企業との継続的な取引にとらわれない新たな取引関係を見いだそうとする動きをはじめ、中小企業をめぐる厳しい状況の中でも構造変化への対応の兆しも出てきた。脱下請化の方法としては、中小企業が持っている技術力、機動力等において優位性を発揮することができる中小企業が望まれている。(図7)



資料：中小企業庁「我が国下請分業構造実態調査（親企業）」平成7年11月

(注) 複数回答のため合計は100を超える

図7 脱下請化の方法（対象：親企業）

3.5 高コスト構造と規制

また、円高の進展は内外価格差を拡大させ、我が国製造業の価格競争力の低下の原因となってきた。特にエネルギー、運輸、通信等の非貿易財・サービスにおいては大きな内外価格差が存在し、その要因として貿易財産業と比べて生産性の向上が遅れている分野であり、この分野の高価格はこれらを利用する製造業にとって大きな負担となっている。

世界経済は大競争時代に突入しており、我が国の高コスト構造の是正と、新しいビジネスが自由に展開される環境の整備が不可欠である。このため生産活動の基本となる各制度を抜本的に見直す必要がある。とりわけ、経済活動の基本となる人・もの・金の移動に伴うコストの低減や自由な企業組織の選択等を可能とするため、規制緩和や制度改革を推進する必要性がある。

4 日本経済再建と経済構造改革

我が国経済については、高コスト構造や硬直的制度等による日本的経済社会システムの制度疲労、キャッチアップ型からの脱却に必要な基礎的研究開発の遅れや独創的人材の不足等による創造的発展基盤整備の遅れが指摘されている。

このような我が国経済が直面する問題を払拭するためには、経済構造改革の推進と新規産業創出が政策の重要課題となっており、新経済計画（平成7年12月）において21世紀に向け安定的な経済発展のため、経済構造改革の実行が不可欠と明確化している。また、高コスト構造の是正や新規産業創出のため規制緩和を図っていくことが重要で、平成7年3月に規制緩和推進5ヵ年計画が策定され、4月には5ヵ年計画を3ヵ年計画へ前倒しされた。今後は高コスト構造の要因の一つである金融雇用・運輸・情報・通信等を中心に規制緩和を強力に推進し、新規産業創出に期待している。

また、中小企業にとって、個性と活力を最大限に生かせるよう規制緩和・競争促進等を通じ、中小企業の力が十分発揮できるような市場環境の整備に努め、かつ中小企業の自前の情報力、技術力、リスク管理能力の向上を図ることが重要である。

このような状況下、我が国が科学技術創造立国を目指して平成7年11月に「科学技術基本法」が施行された。

4.1 科学技術基本法の制定と科学技術基本計画

我が国の研究開発システムが社会経済の変化の中で、柔軟性を欠き連携・交流等が十分に行えないなど制約要因が顕在化し、研究機関の設備等も老朽化しているのが現状である。また民間の研究開発費は3年連続して減少し、研究所の海外展開も86年の119ヵ所から92年の295ヵ所へと2.5倍に拡大され、研究開発の空洞化問題も起こっている。基礎研究の面においても、その水準は欧米諸国に遅れを取っており、将来を担う若者の科学技術離れ問題も生じている。このような現状を踏まえ、我が国の科学技術活動を巡る環境を抜本的に改善し、我が国の研究開発能力を引き上げることを目的に科学技術基本法が制定された。

この基本法に基づき、新たな視点に立って、変革を目指し

た科学技術政策を総合的、計画的に推進するため、今後10年程度を見通した平成8年度から平成12年度までの5年間の科学技術政策を具体化するものとして、科学技術基本計画が策定された。

〔科学技術基本計画の内容〕

(1) 資金面

政府研究開発投資について、その倍増の具体的な「規模及び時期」を明示し、具体的には「平成8年度より12年度までの科学技術関係経費の総額の規模を約17兆円とすることは必要」と明示。

(2) 制度面

競争的な研究環境の実現を目指し、兼業規制の緩和、任期付き任用の導入、研究開発業務の労働者派遣事業の対象化等の実施。

4.2 新規市場創造プログラム等

21世紀に向けて、自律的な発展性と質の高い雇用吸収力を併せ持つ新たな市場の形成を促進し、新たな産業分野開拓の大きな原動力となる新規事業を効果的に育成していくことが極めて重要であり、産業構造審議会基本問題小委員会報告書に12の新規有望市場群が提示された。(表10)

また、新規事業の創出のための環境整備の一貫として新規事業法を改正し、平成7年11月に「ストックオプション制度」が導入された。また平成7年4月には産業の空洞化が懸念される中で積極的な事業展開により、この環境変化を乗り越えようとする意欲的な中小企業を支援するため「中小企業創造活動促進法」が施行された。

表10 新規市場創造プログラム（12の新規有望市場）
○産業構造審議会基本問題小委員会報告書に提示された12の新規有望市場群の市場規模・雇用規模予測

	市場規模（兆円）			雇用規模（万人）		
	1993年	2000年	2010年	1993年	2000年	2010年
住宅関連	34.0	38.3	39.8	254	271	227
医療・福祉関連	2.9	6.9	12.4	15	33	56
生活文化関連	18.1	25.6	38.2	180	200	244
都市環境整備関連	2.4	3.5	4.4	19	23	25
環境関連	13.2	19.8	29.1	55	69	82
エネルギー関連	2.0	3.5	6.0	4	6	9
情報・通信関連	31.9	65.0	120.6	184	313	467
流通・物流関連	8.8	18.6	35.2	13	23	36
人材関連	1.9	6.3	12.6	2	3	5
国際化関連	0.7	1.7	3.0	4	8	12
ビジネス支援関連	3.6	6.6	11.0	38	52	71
新製造技術関連	9.9	17.2	36.4	81	97	134
合 計	129.4	213.0	348.7	849	1,098	1,368

4.3 新規事業法の改正とストックオプション制度

① 新規事業法とは

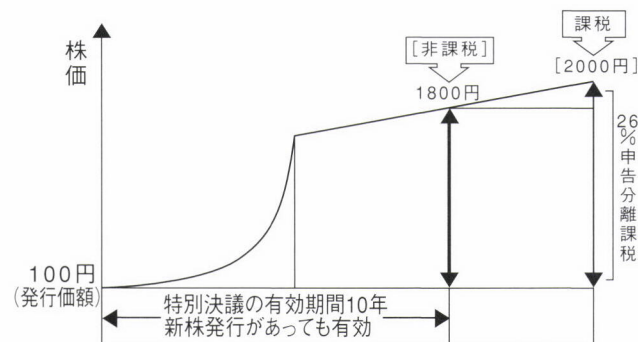
「特定新規事業実施円滑化臨時措置法」といい、特定新規事業の実施者の事業が以下の点を満たした場合、通商産業大臣から認定され、債務保証・出資融資等を受けることができる制度である。

- ・事業（商品、サービス）に新規性が存在すること
- ・通商産業省の所掌事業であること
- ・事業活動又は国民生活の向上に寄与すること
- ・実施計画（資金計画、実施体制など）が適切であること

② 新規事業法の改正とストックオプション制度の創設

平成7年秋の臨時国会で、現行商法上の新株有利発行

試算の前提（モデルケース）	
発行価額：	100円
権利行使時の株式価額：	1,800円
株式売却時の株式価額：	2,000円
付与株式数	5万株



①権利付与 ②店頭公開 ③権利行使 ④株式売却（特別決議）

- ① 取締役や従業員に1株100円の発行価額で5万株の株式を買い取る権利を付与することを株主総会で特別決議（株式未公開の段階）。
- ② 株式を公開。
- ③ 権利を有する取締役や従業員が①の権利を行使。
- ④ 1株2,000円で売却することにより、1株当たり1,900円（2,000円－100円）の利益が発生。

＜試算の結果＞

	③権利行使時	④株式売却時	総課税支払い
	〈給与所得課税〉	〈申告分離課税〉	〈総 計〉
特例措置の適用なし	収入8,500万円 納税4,466万円* 手取額4,034万円	収入1,000万円 納税260万円 手取額740万円	収入9,500万円 納税4,726万円 手取額4,774万円
特例措置の適用あり	非課税	〈申告分離課税〉 収入9,500万円 納税2,470万円 手取額7,030万円	〈総 計〉 収入9,500万円 納税2,470万円 手取額7,030万円

*納税額の計算

- ・ストックオプションによる収入のみ計上。
- ・各種所得控除は給与所得控除・基礎控除以外は考慮していない。
- ・あくまでも試算であり実際とは異なる。

図8 スtockオプション制度の税制の特例措置（モデルケース）

に係る規定の特例規定として、ストックオプション制度創設のため新規事業法を改正し、将来性・新規性のある事業を行う株式未公開のベンチャー企業等の方々を支援するために導入され、それに伴う税制上の特例措置も設けた。(図8)

③ストックオプション制度とは

株式未公開企業の役員や従業員の方に対して、企業の発行する株式を株価が上昇した時にあらかじめ定めた安い価格で、株式を買い取ることができる権利を付与する制度で、米国ではベンチャー企業等における人材確保の有力な手段として活発に利用されている。

ストックオプションの権利を有する者は、株式の買い取り価格よりも株価が上昇した場合に、ストックオプションの権利を行使して株式を買い取った後、それを売却することによってキャピタルゲインを得ることができる。

④ストックオプション制度の効果

・新規事業への人材確保の手段として

創業・発展期にある企業が有能な人材を確保するためには、大企業に劣らない、能力・業績に見合った報酬の提供が必要である。しかしその時点では限られた資金の中で十分な報酬を提供できなくとも、将来企業が成長し、役員や従業員が十分な利益を得ることができるので、有能な人材を確保することができる。

・役員・従業員の経営努力・勤労意欲の促進

役員・従業員は、自らの努力で企業の業績を向上さ

せ、株価を上昇させることにより、より高い利益を得ることができるので、経営努力や勤労意欲を促進させる効果につながる。

4.4 中小企業創造活動促進法

我が国経済の構造変化が急速に進行し、産業の空洞化問題が懸念される中で積極的な事業展開により、環境変化を乗り越えようとする意欲的な中小企業に対する支援策を定めたものに、中小企業創造活動促進法がある。

①中小企業創造活動促進法とは

平成7年4月に施行された「中小企業創造活動促進法」は、正式には「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」といい、創造的事業活動を行う中小企業を支援するための法律である。

「創造的事業活動」とは、創業や研究開発・事業化を通じて、新製品・サービス等を生み出そうとする取り組みのことをいい、中小企業庁と都道府県の連携の下に、創造的事業活動をする中小企業を支援するため、中小企業創造活動促進法を柱に、税制、金融等の幅広い支援策を準備している。

②支援対象者

新製品や新サービスの開発を行おうとする中小企業者であれば、製造業・サービス業等の業種を問わず利用することができる。また一定の要件を満たす組合等も対象

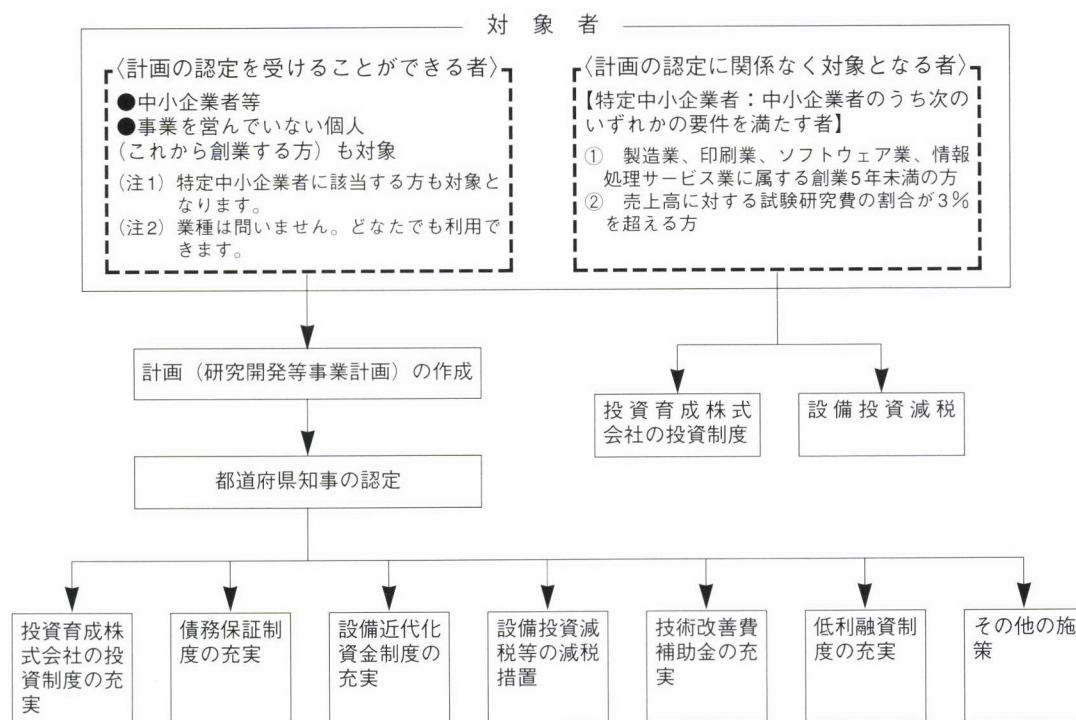


図9 中小企業創造活動促進法の体系

になる。

さらに、これから創業しようとする方も利用できる。

また、中小企業者のうち、次のどちらかの要件を満たす方（「特定中小企業者」という）は、事業計画を策定したり、事業計画の認定を受けなくても、中小企業投資育成株式会社の特例措置、設備投資減税が受けられる。

- ・創業5年を経過していない法人（一部の組合を除く）
又は事業開始後5年を経過していない個人事業者であって、現在製造業・印刷業・ソフトウェア業・情報処理サービス業に属する事業を営んでいる方
- ・前事業年度又は前年において試験研究費の額の売上高に対する割合が3%を超える方

③支援内容

中小企業者やこれから創業しようとする方は、新製品・サービス等の開発に関する研究開発等事業計画（注）を作成し、都道府県知事の認定を受けると図9の体系にある各種支援策が受けられる。

（注）研究開発等計画

本計画には、①研究開発②研究開発成果の利用（事業化）③事業化のために必要な需要の開拓の3つの事業を記載することができる。

5 21世紀に向けて

最後に、我が国は「少子・高齢化社会の到来」「産業の成熟化、日本的経済社会システムの制度疲労」「空洞化等の国際化問題」等の構造問題を抱えており、21世紀に向けて安定的な経済発展のため、大胆な構造改革の実行が必要であり、構造改革の推進の過程において、痛みを伴う場合もある。中小企業においても同様に構造改革が必要である。

新規産業・事業の創出のためには、資金面・人材面・技術面での環境整備の促進が必要であるが、既存の支援策も新規事業法・中小企業創造活動促進法以外に多くの支援策がありその有効活用が望まれる。

また、中小企業の優れたプロセス技術を活用し、需要サイドのニーズにマッチした高付加価値製品の開発や互いのプロセス技術を活用した共同の研究開発、そのためのネットワークの構築、未利用特許の活用等いろいろな手段を活用して構造改革に挑んでいくことが重要と考えられる。

最近では研究開発型中小企業が、大企業に生産をアウトソーシング化している中小企業も出現しており、心強く感じているところである。構造改革の中、下請型中小企業から脱皮し、活力ある中小企業に向かつての対応が望まれる。

（1996年10月3日受付）